

岩手県告示第292号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県立御所湖広域公園（艇庫に限る。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施設を利用する場合にあつては、表1に掲げる額
- 2 附属の設備を使用する場合にあつては、表2に掲げる額
- 3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあつては、表3に掲げる額
- 4 利用料金の適用年月日

令和元年10月1日

表1 施設の利用料金

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
エイトを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	円 5,580	円 2,780
シェルフォア又はクオドルプルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	4,130	2,070
ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	3,510	1,760
シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	2,850	1,440
カヤックフォアを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,810	910
カナディアンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,430	710
カナディアンシングルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,170	590
カヤックダブルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	1,030	520
カヤックシングルを保管する場合	1月までごとに1艇ごとに	640	330

表2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金
舟艇	シェルフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	円 640
			使用時間が4時間を超える場合	980
	ナックルフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	640
			使用時間が4時間を超える場合	980
	ダブルスカル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	520
			使用時間が4時間を超える場合	780
	シェルペア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	520
			使用時間が4時間を超える場合	780
	シングルスカル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	260
			使用時間が4時間を超える場合	390
	カヤックフォア	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	640
			使用時間が4時間を超える場合	980
	カナディアンダブル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	520
			使用時間が4時間を超える場合	780

	カナディアンシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	260
			使用時間が4時間を超える場合	390
	カヤックダブル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	520
			使用時間が4時間を超える場合	780
	カヤックシングル	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	260
			使用時間が4時間を超える場合	390
	普及用舟艇	1日までごとに1艇ごとに	使用時間が4時間以内の場合	300
			使用時間が4時間を超える場合	400
	審判艇	1日までごとに1艇につき		9,710円に燃料の実費相当額を加えた額
	コース設定作業艇			燃料の実費相当額
	拡声器	1日までごとに		4,130
	競技用備品	電話機	1日までごとに1式ごとに	3,360
流速計		1日までごとに1台ごとに	1,550	
テント		1日までごとに1張ごとに	550	
トランシーバー		1日までごとに1台ごとに	190	
電気メガホン		1日までごとに1台ごとに	130	
風向風速計		1日までごとに1台ごとに	130	
ストップウォッチ		1日までごとに1個ごとに	30	
トレーニン	スライディングバック	1日までごとに1台ごとに	130	
グ用具	ローイングエルゴメーター	1日までごとに1台ごとに	130	

備考 舟艇及びトレーニング用具を学生又は生徒が使用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の半額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。）とする。

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	円 1,200
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	110
興行	1日までごとに	8,000
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに	4,000